

# 兵庫県公報

平成25年3月29日 金曜日 第21号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

| 規 則                                                | ページ |
|----------------------------------------------------|-----|
| ○ 財務規則の一部を改正する規則（会計課）                              | 1   |
| 告 示                                                |     |
| ○ 昭和39年兵庫県告示第332号の11（かいに指定した出先機関）の一部改正（会計課）        | 2   |
| ○ 平成19年兵庫県告示第409号の4（会計管理者の権限に属する事務の一部の再委任）の一部改正（同） | 2   |
| ○ 会計管理者の権限に属する事務の一部委任及び会計管理者の権限に属する事務の一部の再委任の特例（同） | 2   |

## 公布された法令のあらまし

### ●財務規則の一部を改正する規則（規則第26号）

- 1 公立大学法人兵庫県立大学の設置等に関する条例の施行により、兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例を廃止すること等に伴い、所要の整備を行うこととした。
- 2 行政組織規則の改正により、県立ものづくり大学校の総務課が総務企画課に再編されること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

## 規 則

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第26号

#### 財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「（県立大学にあつては、事務局長）」を削る。

別表第1の2の部中

「

|       |      |
|-------|------|
| 自治研修所 | 総務課長 |
| 県立大学  | 財務課長 |

」

を

「

|       |      |
|-------|------|
| 自治研修所 | 総務課長 |
|-------|------|

」

に、

「

|           |      |
|-----------|------|
| こども家庭センター | 総務課長 |
|-----------|------|

」

を

「

こども家庭センター | 総務課長（中央こども家庭センターにあつては、  
総務企画課長） |

に、  
「  
県立ものづくり大学校 | 総務課長 |  
を  
「  
県立ものづくり大学校 | 総務企画課長 |  
に改め、「(教育委員会の管理に属するものに限る。)」を削る。

附 則  
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

告 示

兵庫県告示第544号の2

昭和39年兵庫県告示第332号の11（かいに指定した出先機関）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月29日

兵庫県知事 井戸敏三

1 中 「大学」を 「県立大学附属高等学校  
県立大学附属中学校」 に改める。



兵庫県告示第544号の3

平成19年兵庫県告示第409号の4（会計管理者の権限に属する事務の一部の再委任）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月29日

兵庫県知事 井戸敏三

表大学出納員の項を削る。



兵庫県告示第544号の4

会計管理者の権限に属する事務の一部委任及び会計管理者の権限に属する事務の一部の再委任の特例を次のように定め、平成25年4月1日から施行し、同年5月31日限り、その効力を失う。

平成25年3月29日

兵庫県知事 井戸敏三

1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定により、会計管理者の権限に属する事務の一部の委任を受けた出納員及び委任を受けた事務は、会計管理者の権限に属する事務の一部委任（平成19年兵庫県告示第409号の3）に定めるもののほか、次のとおりである。

| 委任を受けた出納員        | 委任を受けた事務                                                         |
|------------------|------------------------------------------------------------------|
| 企画県民部企画財政局総務課出納員 | 旧県立大学で所掌する事務に係る次に掲げる事務<br>1 現金の出納及び保管をすること。<br>2 支出負担行為の確認をすること。 |

2 地方自治法第171条第4項の規定により、会計管理者からその権限に属する事務の一部の委任を受けた出納員から、更に委任を受けた分任出納員及び委任を受けた事務は、会計管理者の権限に属する事務の一部の再委任（平成19年兵庫県告示第409号の4）に定めるもののほか、次のとおりである。

| 委任を受けた出納員        | 再委任を受けた分任出納員                                | 再委任を受けた事務                                                                            |
|------------------|---------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 企画県民部企画財政局総務課出納員 | 企画県民部企画財政局総務課分任出納員（大学事務局経営企画部）              | 旧県立大学で所掌する事務（分任出納員に委任していた事務を除く。）に係る次に掲げる事務<br>1 現金の出納及び保管をすること。<br>2 支出負担行為の確認をすること。 |
|                  | 企画県民部企画財政局総務課分任出納員（姫路工学キャンパス）               | 旧県立大学姫路書写キャンパス事務部における次に掲げる事務<br>1 現金の出納及び保管をすること。<br>2 支出負担行為の確認をすること。               |
|                  | 企画県民部企画財政局総務課分任出納員（播磨理学キャンパス経営部総務課）         | 旧県立大学播磨光都キャンパス事務部における次に掲げる事務<br>1 現金の出納及び保管をすること。<br>2 支出負担行為の確認をすること。               |
|                  | 企画県民部企画財政局総務課分任出納員（姫路環境人間キャンパス）             | 旧県立大学姫路新在家キャンパス事務部における次に掲げる事務<br>1 現金の出納及び保管をすること。<br>2 支出負担行為の確認をすること。              |
|                  | 企画県民部企画財政局総務課分任出納員（明石看護キャンパス）               | 旧県立大学明石キャンパス事務部における次に掲げる事務<br>1 現金の出納及び保管をすること。<br>2 支出負担行為の確認をすること。                 |
|                  | 企画県民部企画財政局総務課分任出納員（神戸情報科学キャンパス）             | 旧県立大学神戸ポートアイランドキャンパス事務部における次に掲げる事務<br>1 現金の出納及び保管をすること。<br>2 支出負担行為の確認をすること。         |
|                  | 企画県民部企画財政局総務課分任出納員（淡路緑景観キャンパス）              | 旧県立大学淡路キャンパス事務部における次に掲げる事務<br>1 現金の出納及び保管をすること。<br>2 支出負担行為の確認をすること。                 |
|                  | 企画県民部企画財政局総務課分任出納員（播磨理学キャンパス経営部高度産業科学技術研究課） | 旧県立大学高度産業科学技術研究所における次に掲げる事務<br>1 現金の出納及び保管をすること。<br>2 支出負担行為の確認をすること。                |